

免除・納付猶予・学生納付特例と未納の場合との受給要件の違い

	承認期間に納付する保険料	老齢基礎年金を請求する時は	老齢基礎年金の計算では	障害基礎年金や遺族基礎年金を請求する時は
全額免除	月額0円	受給資格期間に入ります	年金額に3分の1が反映されます	保険料を納めた時と同じ扱いになります
4分の1納付 (4分の3免除)	月額3,530円	保険料の4分の1を納めると受給資格期間に入ります	年金額に2分の1が反映されます	保険料の4分の1を納めると受給資格期間に入ります
半額納付 (半額免除)	月額7,050円	保険料の半額を納めると受給資格期間に入ります	年金額に3分の2が反映されます	保険料の半額を納めると受給資格期間に入ります
4分の3納付 (4分の1免除)	月額10,580円	保険料の4分の3を納めると受給資格期間に入ります	年金額に6分の5が反映されます	保険料の4分の3を納めると受給資格期間に入ります
若年者納付猶予 学生納付特例	月額0円	受給資格期間に入ります	年金額に反映されません	保険料を納めた時と同じ扱いになります
未納	-	受給資格期間に入りません	年金額に反映されません	年金を受けられない場合もあります

免除や納付猶予、学生納付特例を受けた後、保険料を納めること(追納)が10年以内ならできます。(3年目以降は当時の保険料に法律で定められた加算**額がつきます)ただし、未納の場合は2年を過ぎると納めることができません。